第二次 奥出雲町男女共同参画計画



平成28年3月島根県奥出雲町

はじめに

男女共同参画社会とは、多様な生き方を尊重し、すべての人が地域、職場、家庭などあらゆる場面で活躍することができる社会です。

少子高齢化や雇用環境の変化、個人のライフスタイルや価値観の多様 化など、私たちを取り巻く社会情勢が急速に変化する中で、女性も男性 も協力し合いながら、この変化に対応し、一人ひとりが個性と能力を十 分に発揮できる活力ある社会、男女共同参画社会を実現していくことが より一層求められています。

国では、平成27年8月に女性の職業生活における活躍の推進に関する法律が成立し、同年12月には第4次男女共同参画計画を策定し、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みは新たな段階に入りました。

奥出雲町では、社会情勢の変化等を踏まえ、これまで各施策の指針としてきた「奥出雲町男女共同参画計画」を継承しながらもさらなる推進を図るため、今回「第二次奥出雲町男女共同参画計画」を策定いたしました。

今後は、本計画に基づき男女がお互いに尊重しあい、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができるように、男女共同参画社会のさらなる推進に努めてまいります。

終わりに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見、ご提言をいただきました奥出雲町男女共同参画計画策定委員の皆様、町民の皆様、ご協力いただきましたすべての皆様に心からお礼を申し上げます。

平成28年3月

奥出雲町長 勝 田 康 則

目 次

第1章 計画の策定にあたって

-	1	計画策定	の趣旨						•		•		•											1
		計画の位	•																					5
		計画の期	-						•		•		•				•	•						2
		前計画の							•		•			•			•							5
	Ι.	HUTL EUV	н іш																					_
第2	章	計画の概	既要																					
-	Ι.	目指す男	女共同	参画	のす	ーが	<i>t-</i> •				•													:
		計画の基				•	• •			•		•					•	•	•	•		•		5
		基本目標							•				•	•		•	•	•		•		•		4
		施策の体							•				•	•			•	•	•	•				5
Ę		重点的に		む事	項•	•			•		•		•	•			•	•	•	•		•		6
				- •																				
第3	章	施策内容	\$																					
	·	本目標I																						
	-11	町民一人	ひとり	の人	権力	5大	切化	こさ	h.	る社	-会~	づく	Ŋ	に	努な	カま	す	٠.	•	•	•	•		7
	、甘	本目標Ⅱ			,,,,,,,	, •	,		., -	J _		•		•	,	, ,	. /							
•	至	, , , , , , , ,		,						,	_			_		``								
		女性が参	迪しぐ	すい	体制	りを	つ <	(9	` -	男女	(の)	 意見	」カシ	平:	等(こ쁰	車	3	れ	る				
		仕組みづ	くりを	進め	ます	- •		• •	•		•		•	•		•	•	•	•	•	•	•	1	(
	· 基	本目標Ⅲ																						
		男女が協		716	ナンフ	4年	ラミ	د ج	家口	左•	離出	是 •	抽	냆	べく	. n	σ	形	र्म	な				
				0).70			/ L	」 ノ	200	<u> </u>	184.2	<i>///</i> 3	70	1-3/1		` /	V /	712	<i> -</i> /~	_			_	
		進めます	• • •	• •	• •	•	• •	•	•	• •	•	• •	•	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	1	2
第4	·章	計画の推	進																					
	l .	推進体制	•••	• •		•		•	•	• •	•	• •	•	•		•	•	•	•	•	•	•	1	5
2	2.	数値目標	• • •	• •	• •	•	• •	•	•	• •	•	• •	•	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	1	6
参表		料																						
ر ا ا	育 <u>一</u>	次奥出雲	町男女	:共同	参画	計	画領		ま、	での	終i		•	•									1	7
		共同参画									• •												1	
		雲町男女									•												2	
_		の脚坐出						年)ァ															2	

第1章 計画の策定にあたって

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

近年、我が国においては、少子・高齢化の急速な進展、家族形態の多様化、非正規 雇用問題に代表される雇用形態の変化など、社会経済情勢が大きく変動しています。 こうした環境の変化に対応し、活力ある地域社会をつくるためには、一人ひとりの 人権が尊重され、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同 参画社会の実現が重要です。

国は、男女共同参画社会の実現を21世紀の最重要課題と位置づけ、平成11年に「男女共同参画社会基本法」を公布・施行し、同法に基づき平成12年に「男女共同参画基本計画」を策定、平成17年に「第2次」、平成22年に「第3次」、平成27年に「第4次」の「男女共同参画計画」を策定しています。

そして、平成27年8月には、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(以下、「女性活躍推進法」)が成立するなど、働くことを希望する女性が、その希望に応じた働き方を実現できるよう、社会全体として取り組んでいくことが求められているところです。

島根県では、平成13年に「島根県男女共同参画計画(しまねパートナープラン 21)」、平成23年に「第2次島根県男女共同参画計画」を策定しています。

本町では、平成21年3月に「奥出雲町男女共同参画推進条例」を制定、また、平成23年3月に「奥出雲町男女共同参画計画」を策定し、男女共同参画社会の実現を目指し、さまざまな施策を推進してきました。

今後、男女が平等でお互いの人権が尊重され、自らの意思でその個性と能力を十分に発揮できる社会にするには、より総合的かつ計画的に実効性のある施策を展開するとともに、行政と町民、事業者等と協働しながら、男女共同参画社会の実現に向け、町民が一体となって取り組んでいかなくてはなりません。

これまでの課題の解消と、新たな課題への対応を図るために、「第2次奥出雲町男女共同参画計画」を策定し、本町の男女共同参画社会づくりを総合的、計画的に推進していきます。

2. 計画の位置づけ

この計画は平成11年6月に制定された「男女共同参画社会基本法」第14条に基づいて策定するものであり、国の定めた「第4次男女共同参画基本計画」及び「第2次島根県男女共同参画計画(しまねパートナープラン21)」を基本的な方針とするとともに、地域の特性に応じた男女共同参画社会の推進を図るため、「奥出雲町男女共同参画推進条例」に基づき平成23年3月に策定した「奥出雲町男女共同参画計画」を継承し、より総合的かつ計画的に男女共同参画に関する施策を実施するための計画です。

また、基本目標Ⅲに係る部分については、女性活躍推進法に基づく市町村推進計画 として位置づけるものです。

3. 計画の期間

この計画期間は、平成28年度(2016年度)から平成32年度(2020年度)までの5年間とし、社会情勢の変化や計画の進捗状況などに応じて必要な見直しを行います。

4. 前計画の評価

前計画では、奥出雲町男女共同参画推進条例の基本理念より、基本目標から具体的な施策を定め、男女共同参画の推進に取り組んできました。

庁内での計画の評価調査を実施したところ、26の具体的な施策のうち、「人権意識の啓発」等の4つが「積極的に推進できた」、13が「概ね推進できた」、「企業や事業団体に対して、女性の管理職や役員への登用促進に関する情報提供や啓発」等の9つが「あまり推進できなかった」という結果になりました。

第2章 計画の概要

第2章 計画の概要

1. 目指す男女共同参画のすがた

奥出雲町男女共同参画推進条例に基づき、男女がお互いに人権を尊重し、責任を分かち合う男女共同参画社会の形成に向けた取組みをすすめ、明るい将来を展望できる町政の実現を目指します。

2. 計画の基本理念

奥出雲町男女共同参画計画は、「男女共同参画社会基本法」の5つの基本理念に基 づいて進めます。

①男女の人権の尊重

男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んじられ、性別による差別的扱いを受けることなく平等に扱われ、男女間における暴力(身体的又は精神的な苦痛を与える行為を言う。)が根絶され、男女の人権が尊重されることを基本として行われなければならない。

②社会における制度又は慣行についての配慮

男女共同参画社会の推進は、固定的な性別役割分担意識に基づく社会における制度 又は慣行を見直し、男女が社会における活動において多様な生き方を選択することが できることを基本として行わなければならない。

③政策等の立案及び決定への共同参画

男女共同参画の推進は、男女が社会の対等な構成員として、あらゆる分野において 計画の立案、政策や方針の決定等に男女が共同して参画する機会が確保されることを 基本として行わなければならない。

④家庭生活における活動と他の活動の両立

男女共同参画の推進は、家族を構成する男女が相互の協力と社会の支援の下に家事、 育児、介護について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、社会生活におけ る活動に対等に参画することを基本として行わなければならない。

⑤国際的協調

男女共同参画の推進は、男女共同参画社会の形成促進の取り組みが国際社会における取組みと密接な関係を有していることから、国際的協調の下で行われることを基本とする。

3. 基本目標

基本理念に基づく施策を展開するため、次の3つの基本目標を定めます。

基本目標I

「町民一人ひとりの人権が大切にされる社会づくりに努めます。」

- (1) 人権尊重意識の高揚と人権教育の充実
- (2) 人権意識を育む広報・啓発活動の推進
- (3) 女性に対する暴力・差別の根絶

基本目標Ⅱ

「女性が社会に参画しやすい体制をつくり、男女の意見が平等に尊重される仕組みづくりを進めます。」

- (1) 女性の社会参画拡大の推進
- (2) 政策・方針決定過程への女性の参画推進

基本目標Ⅲ

「男女が協働し、みんなで支え合う家庭・職場・地域づくりの形成を 進めます。」

- (1) 仕事と家庭生活の両立支援の充実
- (2) 子育て支援の充実
- (3) 働きやすい職場環境づくり
- (4) みんなで支え合う地域づくり

4. 施策の体系図

基本理念	基本目標	具体的な施策
・男女の人権の尊重・社会における制度又は慣行についての配慮	I 一人ひとりの人権が大 切にされる社会づくり (1)人権尊重意識の高揚 と人権教育の充実 (2)意識を育む広報・啓 発活動の推進 (3)女性に対する暴力・ 差別の根絶	①人権意識の啓発 ②人権に関する研修会・講演会の開催 ③学校等における男女平等教育の推進 ④人権侵害等に関する相談体制の充実 ⑤DVに関する相談窓口の充実 ⑥DVに関する情報の提供 ⑦あらゆるハラスメント防止に向けた啓発 の推進 ⑧あらゆるハラスメントに関する相談窓口 の充実 ⑨住民との協働のための情報提供
・政策等の立案及び決定への共同参画・家庭生活における活動と他の活動の両立	Ⅱ 女性が参画しやすい 体制づくりと男女の意 見が尊重される仕組み づくり (1)女性の社会参画拡大 の推進 (2)政策・方針決定過程 への女性の参画推 進	①審議会・委員会など意思決定の場への女性の参画推進 ②町女性職員の管理職等への積極登用 ③企業・事業団体の管理職、役員への女性登用 ④まちづくりや地域活動への男女共同参画 ⑤防災・災害復興における男女共同参画の推進 ⑥住民活動の支援、住民活動との協働 ⑦女性の自治会活動等への参画促進
・国際的協調	Ⅲ 男女が協働し、みんなで支え合う家庭・職場・地域づくり (1) 仕事と家庭生活の両立支援の充実 (2) 子育て支援の充実 (3) 働きやすい職場環境づくり (4) みんなで支え合う地域づくり	①仕事と家庭の両立支援と働き方の見直し ②子育て支援の充実(子供が健やかに育つ 環境づくり) ③介護サービスの充実と介護を支える人材 の育成・確保 ④男性が参加できる各種研修会、講座等の 開催 ⑤職場における男女平等の実現 ⑥働く女性への妊娠中・出産後の配慮 ⑦育児や介護が可能な職場環境の整備 ⑧多様な働き方に対応した労働条件の改善 への取組み

5. 重点的に取り組む事項

本計画期間5年間において、重点的に取り組む事項を掲げ、積極的に取り組んで行くこととします。

- 〇少子高齢化による労働人口の減少が進む中で、女性をはじめとする多様な人材を活用 すること、とりわけ経済社会において女性がその能力を十分に発揮して参画することが できるよう、その環境づくりに努めます。
- 〇仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)は男女共同参画社会の実現のために不可欠ですが、仕事、家庭、地域への関わり方については本人の希望と現実との間に大きな開きがあるのが現状です。仕事と家庭・地域生活の両立支援や、家庭・地域生活における男女共同参画の推進に取り組みます。
- 〇次代を担う子どもたちが健やかに育ち幸せに暮らせる社会を目指す観点から、子どもの ころからの男女共同参画の理解の促進を図ります。
- 〇男女共同参画を男性の視点から捉えることが必要であり、働き方の見直しや介護の問題 など直面する社会の諸課題に対応するためにも男女共同参画の理解に向けた男性に対 する働きかけを強化します。
- ○配偶者等や社会的弱者に対する暴力は重大な人権侵害であることから、暴力を容認しない社会的認識の普及と防止対策・被害者支援の充実に取り組みます。

第3章 施 策 内 容

第3章 施策内容

基本目標 I 町民一人ひとりの人権が大切にされる社会づくりに努めます

男女共同参画社会の実現のためには、一人ひとりの人権が尊重され、性別によって 差別されないことが重要です。しかし、家庭、地域、働く場において「男性だから」、 「女性だから」といった固定的な性別役割分担意識が今なお根強く残っており、男女 共同参画社会の実現の大きな阻害要因となっています。

男性も女性も性別にかかわりなく、自らの意思で生き方を選択し、個性と能力を十分に発揮することができる社会づくりが求められています。

また、配偶者等からの暴力(DV)、セクシュアル・ハラスメントなどの暴力は、 重大な人権侵害であり、決して許されるべきではありません。暴力の根絶は、男女共 同参画社会を実現するために克服すべき重要な課題です。

DV被害者の多くは女性であり、女性に対する暴力は、性別に関わる固定的役割分担意識や男女の置かれている状況など社会的構造が背景にあります。

女性に対する暴力が決して許されるものではないという認識を広く社会に浸透させ、暴力を予防し、暴力を容認しない社会をつくることが重要です。

暴力をなくす社会をつくるために、学校と家庭で人権問題や暴力を阻止するための教育を実施し、また、被害者保護のための支援策や関係機関相互の相談体制の連携強化を図ることが大切です。

具体的な施策	施策の概要	所管課
①人権意識の啓発	あらゆる年齢層を対象に人権尊重の 重要性や人権問題を自らの生き方に 係わる問題として受け止めることが できるよう、柔軟で多角的な取り組 みを進めます。 また、6月を男女共同参画月間と位 置づけ、島根県男女共同参画サポー ターや関係機関と連携して、期間中 に広報・啓発活動に努めます。	町民課社会教育課

具体的な施策	施策の概要	所管課
②人権に関する研修会・ 講演会の開催	人権に関する研修会・講演会等を開催し、学習の機会を設けるとともに、 男女ともに参加しやすく主体的に学 ぶことができるよう、開催方法など を検討します。	総務課・町民課 社会教育課 教育総務課
③学校等における男女平 等教育の推進	学校等において、人権尊重、男女平 等、相互理解、男女共同参画に関す る指導を充実させるとともに、一人 一人の個性や能力を尊重し、心豊か な心をはぐくむ教育を推進します。	町民課 教育総務課 社会教育課 子育で支援課
④人権侵害等に関する相 談体制の充実	人権相談を実施するとともに、あら ゆる人権に関する相談に対応できる よう、関係機関と連携を図りながら、 解決に向けて迅速適切な相談体制の 充実に努めます。	健康福祉課 福祉事務所 教育総務課 町民課 総務課 社会教育課
⑤DVに関する相談窓口 の充実	DVの被害にあった場合の相談窓口について周知を図り、必要な援助が幅広く行えるよう、「女性の悩みカウンセリング」の実施など相談体制の充実に努めます。	福祉事務所 総務課 町民課
⑥DVに関する情報の提供	DVに関する必要な情報提供が幅広く行えるよう、庁内の相談窓口や学校教育機関等と連携を密にし、体制作りに努めます。	福祉事務所 町民課 教育総務課
⑦あらゆるハラスメント 防止に向けた啓発の推進	学校や地域、職場におけるセクシュ アル・ハラスメント、さらにはパワ ーハラスメント等のあらゆるハラス メント防止に向け、パンフレット等 を活用した意識啓発や研修等を実施 します。	総務課 教育総務課

具体的な施策	施策の概要	所管課
⑧あらゆるハラスメント に関する相談窓口の充実	ハラスメントの被害にあった場合の 相談窓口について周知を図り、必要 な援助が幅広く行えるよう、「女性の 悩みカウンセリング」の実施など相 談体制の充実に努めます。	総務課 教育総務課 町民課 福祉事務所
⑨住民との協働のための 情報の提供	住民と行政が互いに協力し、ともに 考え、住民自身がまちづくりに積極 的に参画することができる開かれた まちづくりのため、男女共同参画の 形成に役立つ情報の提供に努めま す。	全課

地域・職場がすること

- ○積極的に人権に関する講演会や研修会に誘い合って参加しましょう。
- ○「男の子だから」「女の子だから」といった固定的な性別役割分担意識を、子ど もたちに植えつけないようにしましょう。
- ○暴力をなくすための予防啓発の推進や、相談体制を整備しましょう。

みんながすること

- ○積極的に人権に関する講演会や研修会に参加しましょう。
- ○家庭や社会の中で差別するような発言・行動がないか日頃から考えてみましょう。
- ○悩みや問題は一人で抱え込まずに、相談しましょう。

※ 配偶者等からの暴力(DV)

夫婦や恋人など親しい関係にある男女間の暴力をいう。殴る・蹴るなどの身体的暴力だけでなく、意思に反する性的行為を強要するなどの性的暴力、暴言を吐く、無視する、家族や友人との付き合いを制限するなどの精神的暴力も含まれる。

- ※ ハラスメント・・・相手に迷惑をかけること=嫌がらせ。職場には、次のようなものがある。
 - ①セクハラ (時・場所・相手をわきまえずに、相手を不愉快にする性的な言動等)
 - ②パワハラ (職権などのパワーを背景にして、本来の業務の範囲を超えて人格や尊厳を 侵害する言動等)
 - ③モラハラ(道徳的に許されない、他者に迷惑をかける行為、いやがらせ)
 - ④マタハラ (妊娠や出産者に対して行われる嫌がらせ)

基本目標 II 女性が社会に参画しやすい体制をつくり、男女の意見が平等に尊重される仕組みづくりを進めます

男女共同参画の実現には、男女があらゆる分野について、政策・方針決定過程への参画が促進されることが極めて重要です。

しかし、これまで政策・方針の決定は、歴史的な流れや固定的な性別役割分担意識 などによって男性中心となっていました。

今後、活力ある奥出雲町を目指すためには、人口減少が進む中、多様な人材の活用、 多様な視点の導入、新たな発想の取入れ等の観点から、女性の参画を推進していくこ とが必要です。

また、地域は家庭とともに人々にとって最も身近な暮らしの場であり、教育や福祉、 防災分野など多岐にわたり地域の力が求められています。

これから地方分権がますます進展する中で、魅力ある地域づくりをしていくためには、地域活動における性別・世代の偏りを解消し、男女共同参画を推進していく必要があります。

具体的な施策	施策の概要	所管課
①審議会・委員会など意 思決定の場への女性の参 画推進	審議会や行政委員会の委員の選出方 法を見直し、女性委員比率ゼロの審 議会等の解消と女性委員比率の増加	全課
	を目指します。	
②町女性職員の管理職等への積極登用	研修などへの参加を促進するとともに、女性職員について、昇任、管理職への登用や職域の拡大を図ります。	総務課教育総務課
③企業・事業団体の管理職、役員への女性登用	企業や事業団体に対して、女性の管理職や役員への登用を促進し、女性が能力開発や職域拡大を図れるよう、ポジティブ・アクションの理解・啓発に向けた情報提供や啓発を行います。	地域振興課町民課
④まちづくりや地域活動 への男女共同参画	男女の枠を超えたまちづくりや地域活動の充実を図るため、地域における男女がともに参画できる仕組みづくりや 講座・イベントなどを開催します。	総務課 町民課 地域振興課 社会教育課

具体的な施策	施策の概要	所管課
⑤防災・災害復興におけ	防災・災害復興対策の立案について	
る男女共同参画の推進	は、男女双方の意見を反映し、災害	
	時に援護が必要な人の視点に立ち、	総務課
	さまざまな角度から対策を講じ、地	
	域防災力の向上に努めます。	
⑥住民活動の支援、住民	まちづくりや地域活動を行う団体に	
活動との協働	対し、活動が積極的に行われるよう	総務課
	講師派遣や情報提供、相談等の支援	社会教育課
	を行い、行政と協働できる体制づく	11公 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11
	りを推進します。	
⑦女性の自治会活動等の	自治会活動等の方針決定の場に女性	
方針決定過程への参画促	の参画を進め、環境・防犯・防災な	
進と人材育成	どの地域課題に対し、性別にとらわ	総務課
	れることなく多様な考え方が活かさ	於3/分 时本
	れるよう地域へ働きかけを行うとと	
	もに、女性の人材育成を推進します。	

地域・職場がすること

- ○役職・管理職に女性を積極的に登用しましょう。
- ○これまでの各種団体のメンバーや役員の構成を、男女共同参画の視点で一度見 直してみましょう。
- ○地域の活動において、多様な視点が活かされるよう政策・方針決定過程への女性の参画を拡大しましょう。

みんながすること

○地域の活動に積極的に参画し、男女の視点を取り入れましょう。

基本目標Ⅲ 男女が協働し、みんなで支え合う家庭・職場・地域づくりの形成を進めます

人口減少、少子高齢化が進展する中で、男女がお互いに支えあっていく社会を形成するためには、男女ともに働き続けられる環境が求められていますが、固定的な性別役割分担を背景に、男性は仕事優先で、家事や育児、介護等の家庭生活の大部分を女性が担っているのが現状です。

そのため、男性は育児がしたくても育児ができず、また、女性は働きたくても働けない状況であり、男女がともに仕事、家庭生活、地域活動を個々のスタイルに応じ、自ら希望するバランスで行うことができる「ワーク・ライフ・バランス」の推進が必要不可欠です。

男女がともに、家庭の責任を果たしながら職業生活や地域活動を両立させるには、 男女の役割分担意識を改めるとともに、子育てしやすい環境づくりを推進していくこ とが求められ、また、介護の負担が女性に集中することなく、地域全体で高齢者が安 心して暮らせる環境づくりを進めていかねばなりません。

雇用の分野では、男女雇用機会均等法や育児・介護休業法などに基づき、職場の男女の均等な機会と待遇の確保や女性労働者が妊娠、出産後も引き続き能力を発揮する機会を確保するようになっていますが、依然として採用、賃金、昇進等において、男女の間に格差が見られます。

また、結婚や出産、子育て期に退職する女性が多いため、就職を継続できるような 雇用体制が求められています。

男女平等を確保し女性の能力が十分に発揮できるよう、男女労働者間の格差を解消するためには、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(いわゆる女性活躍推進法)に基づく取組を含めた積極的改善措置(ポジティブ・アクション)を推進することや、女性が働きやすい環境を整備することが重要となっています。

具体的な施策	施策の概要	所管課
①仕事と家庭の両立支援	仕事と家庭が両立するよう、働き方	△ ##
と働き方の見直し	の見直しを支援します。	全課
②子育て支援の充実(子	仕事と子育ての両立や安心して子育	
供が健やかに育つ環境づ	てができる環境を整備するため、一時	
< 9)	保育・延長保育等の多様な保育サービ	 子育て支援課
	スや学童保育の充実に努めるととも	丁月 (又 抜 硃
	に地域で子育てを応援する仕組みづ	
	くりを推進します。	

具体的な施策	施策の概要	所管課
③介護サービスの充実と 介護を支える人材の育 成・確保	介護サービスの充実を図るととも に、各種研修会等を通じて介護に携 わる人材の資質向上に努めます。ま た、地域で高齢者や障がい者を支援 するボランティア等の育成を行いま す。	地域包括支援センター 健康福祉課 福祉事務所
④男性が参加できる各種 研修会、講座等の開催	男性にとって男女共同参画社会を形成する意義を理解し、男女がともに家族の一員としての責任を持ち、家事、育児、介護等を担うことができるよう、男性に向けた研修会、講座等を開催します。	社会教育課 健康福祉課 地域包括支援セ ンター 子育て支援課
⑤職場における男女平等 の実現	職場において採用、昇進、配置、教育訓練などでの男女平等を推進するため、企業等へ啓発を行います。	総務課 地域振興課
⑥働く女性への妊娠中・ 出産後の配慮	女性労働者が妊娠中や出産後において健康で働きやすい職場作りを目指すとともに、妊娠・出産を理由とする不利益な取扱が起こらないよう、 啓発を行います。	全課
⑦育児や介護が可能な職 場環境の整備	男女の労働者が仕事と家庭を両立するための一つの取り組みとして、男女がともに育児休業、介護休業等が取得しやすい環境づくりを推進します。	全課
⑧多様な働き方に対応し た労働条件の改善への取 組み	パートタイム労働者、契約社員及び 派遣労働者等の適切な処遇・労働条 件の改善に向けて法改正などの情報 提供に努めます。	総務課 地域振興課

地域・職場がすること

- ○育児休業・介護休業などを取得しやすい環境づくりをしましょう。
- ○長時間労働の改善に努め、ワーク・ライフ・バランスを推進しましょう。
- ○妊娠・子育て、介護をしている労働者に十分配慮し、柔軟な働き方の選択ができる勤務制度について普及啓発しましょう。
- ○性別を理由とした採用・配置・昇格など差別的取扱いがない職場づくりを推進 しましょう。

みんながすること

- ○男女がともに家事や育児を行いましょう。
- ○仕事が長時間労働にならないように心がけましょう。
- ○男女が対等なパートナーであるという意識を持ち、差別的取扱いをせず働きま しょう。
- ○自分の労働条件は一度確認し、疑問があるときは問い合わせましょう。

※ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)は平成27年8月に国会で成立した10年間の時限立法。これにより、働く場面で活躍したいという希望を持つすべての女性が、その個性と能力を十分に発揮できる社会を実現するために、女性の活躍推進に向けた数値目標を盛り込んだ行動計画の策定や・公表や、女性の職業選択に資する情報の公表が事業主(国や地方公共団体、民間企業等)に義務付けられました。

※ 積極的改善措置(ポジティブ・アクション)

「積極的改善措置」(いわゆるポジティブ・アクション)とは、様々な分野において、活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供するものであり、個々の状況に応じて実施していくものです。

男女共同参画社会基本法では、積極的改善措置は国の責務として規定され、また、国に準じた施策として地方公共団体の責務にも含まれています。

※ ワーク・ライフ・バランス

「仕事と生活の調和」と訳され、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる」ことを指す。

第4章 計画の推進

第4章 計画の推進

1. 推進体制

男女共同参画社会の実現をめざすためには、この計画に基づく施策を総合的かつ効率的に推進しなければなりません。そのためには、推進体制の充実・強化を図ることや、企業、各種団体や町民のみなさんとの連携・協働を図り、社会のあらゆる分野における取組を推進していくことが必要です。

(1) 庁内推進体制

職員一人ひとりが男女共同参画の認識を深め、この計画に基づく施策の実現の ために各課で連携・協力しながら総合的かつ効果的に推進します。

(2) 町民、企業、各種団体等との連携

町民、企業、各種団体等との連携を図り、協力して効果的な施策の推進に取り組むとともに、男女共同参画に関する情報提供等を進め、意識啓発に努めます。

(3) 計画の進行管理

計画に位置づけた施策・事業の進捗状況を的確に把握するために、毎年度、進 捗状況を調査し、計画の点検・評価等を行い、町のホームページ等を通じて公表 します。

2. 数值目標

本町の取り組む施策の具体的な数値目標を設定し、平成 32 年度の達成を目指します。

			H 2 7	H 3 2			
		項目	現状値	目標値	説明		
				口小小匠			
1	審	議会等への女性の参画率	14.4%	30.0%	島根県調査結果による		
	女	性の委員がいない審議会等	4	0			
2	の	数	4	0	島根県調査結果による		
_	町	の女性管理職の比率(一般行	/				
3	政	能)	13.3%	20.0%	島根県調査結果による		
4	4 自治会役員の女性の人数		0	10 人	実績による		
	男	女共同参画に関する研修・講					
5	座	の開催回数	15 回	18 回	実績による		
卢	引訳						
		(町職員に対する研修)	1				
		(学校等での研修)	6				
				18			
		(公民館等での研修)	2				
		(夕廷国什么の开始)	0				
		(各種団体での研修)	6				

参考資料

参考資料

第二次奥出雲町男女共同参画計画策定までの経過

年 月 日	会 議 等	主 な 内 容
平成27年	男女共同参画計画策定委員会	第二次奥出雲町男女共同参画
12月 5日	(第一回)	計画の策定について
		• 経過説明
		・「男女共同参画計画のポイン
		ト」についての研修
平成28年	男女共同参画計画策定委員会	計画について協議
1月30日	(第二回)	・地域の現状把握と課題
		(地域、職場、家庭では…)
		・現行の計画から引き継ぐ課
		題と新たに盛り込む課題
		・目標数値
3月12日	男女共同参画計画策定委員会	計画について協議
	(第三回)	・計画の推進状況
		・計画(素案)について
3月19日~	計画 (素案) に対するパブリ	関係機関等に意見照会
3月25日	ックコメント実施	
3月31日	計画策定決定	

男女共同参画社会基本法

(平成十一年六月二十三日法律第七十八号)

最終改正:平成一一年一二月二二日法律第一六〇号

前文

第一章 総則(第一条—第十二条)

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策(第十三条—第二十条)

第三章 男女共同参画会議(第二十一条—第二十八条) 附則

我が国においては、日本国憲法 に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

- 第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。(定義)
- **第二条** この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等

に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を 担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な 範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをい う。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、 男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機 会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなけれ ばならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

- 第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。 (法制上の措置等)
- 第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要 な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。 (年次報告等)
- 第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた 男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければなら ない。
- 2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

- 第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的 な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男 女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。
- 2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
- 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的 かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女 共同参画基本計画を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。 (都道府県男女共同参画計画等)
- 第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。
- 2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
- 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の 促進に関する施策の大綱

- 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画 を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。 (施策の策定等に当たっての配慮)
- 第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調查研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

- 第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。 (地方公共団体及び民間の団体に対する支援)
- 第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施 策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するた め、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。 (所掌事務)

- 第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。
- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同 参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議 すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、 及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認め るときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

- 第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。
- 2 議長は、会務を総理する。

(議員)

- 第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。
- 一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
- 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣 が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であっては ならない。
- 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する 議員の総数の十分の四未満であってはならない。
- 4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。 (議員の任期)
- **第二十六条** 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の 任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。 (資料提出の要求等)
- 第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。
- 2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に 規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会 議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

- 第二条 男女共同参画審議会設置法(平成九年法律第七号)は、廃止する。 (経過措置)
- 第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法(以下「旧審議会設置法」という。)第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。
- 2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。
- 3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則 (平成一一年七月一六日法律第一○二号) 抄

(施行期日)

- 第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の 施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から 施行する。
- 二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに 第三十条の規定 公布の日

(職員の身分引継ぎ)

第三条 この法律の施行の際現に従前の総理府、法務省、外務省、大蔵省、文部省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省、郵政省、労働省、建設省又は自治省(以下この条において「従前の府省」という。)の職員(国家行政組織法(昭和二十三年法律第百二十号)第八条の審議会等の会長又は委員長及び委員、中央防災会議の委員、日本工業標準調査会の会長及び委員並びに これらに類する者として政令で定めるものを除く。)である者は、別に辞令を発せられない限り、同一の勤務条件をもって、この法律の施行後の内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労

働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省若しくは環境省(以下この条において「新府省」という。)又はこれに置かれる部局若しくは機関のうち、この法律の施行の際現に当該職員が属する従前の府省又はこれに置かれる部局若しくは機関の相当の新府省又はこれに置かれる部局若しくは機関として政令で定めるものの相当の職員となるものとする。

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 (平成一一年一二月二二日法律第一六〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。

○奥出雲町男女共同参画推進条例

平成21年3月19日 条例第4号

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、町、町民及び事業者の責務を明らかにするとともに、町の施策の基本的事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会を実現することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として自らの意志によって社会 のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政 治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を 分かち合うことをいう。
 - (2) 積極的改善措置 社会のあらゆる分野における活動に参画する機会について の男女間の格差を改善するため、必要な範囲において、男女のいずれか一方に対 し、当該機会を積極的に提供することをいう。
 - (3) 事業者 町内において営利、非営利、個人、法人を問わず事業を営んでいる ものをいう。
 - (4) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により相手方を不快にさせ、若しくはその者の生活環境を害すること、又は性的な言動に対する相手方の対応によりその者に不利益を与えることをいう。
 - (5) ドメスティック・バイオレンス 配偶者(事実上の婚姻関係にある者及び過去にこれらの関係にあった者を含む。)に対して身体的又は精神的苦痛を与える暴力行為をいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画の推進は、男女の個人としての尊厳が重んぜられ、性別によって差別的扱いを受けることなく、個人として能力を発揮する機会が確保され、男女

- の人権が尊重されるよう行われなければならない。
- 2 男女共同参画の推進は、性別による固定的な役割分担意識による社会制度又は慣行が、男女の社会における活動の自由な選択を妨げることがないように配慮されなければならない。
- 3 男女共同参画の推進は、男女が対等な社会の構成員としてあらゆる分野の方針の 立案及び決定の場へ共に参画する機会が確保されなければならない。
- 4 男女共同参画の推進は、男女が相互の協力と社会の支援の下に、家事、育児、介護その他の家庭生活における活動についての役割を円滑に果たし、かつ、社会生活における活動に対等に参画できるよう行わなければならない。
- 5 男女共同参画の推進は、国際社会における取組みと密接に関連していることを考慮して行わなければならない。

(町の責務)

- 第4条 町は、前条の基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策を総合 的に策定し、実施しなければならない。
- 2 町は、男女共同参画施策の策定及び実施に当たり、必要に応じ、積極的改善措置 を講ずるよう努めなければならない。
- 3 町は、男女共同参画の推進に当たり、国、県、町民及び事業者と相互に連携し、 協力して実施するよう努めなければならない。

(町民の責務)

- 第5条 町民は、基本理念にのっとり、家庭、職場、学校、地域その他のあらゆる分野において、男女共同参画施策の推進に努めなければならない。
- 2 町民は、町が実施する男女共同参画施策に協力するよう努めなければならない。 (事業者の責務)
- 第6条 事業者は、基本理念にのっとり、事業活動に当たり男女共同参画の推進に努めなければならない。
- 2 事業者は、町が実施する男女共同参画施策に協力するよう努めなければならない。 (性別による権利侵害の禁止)
- 第7条 何人も、社会のあらゆる場において、男女共同参画の推進を阻害する次の行 為を行ってはならない。

- (1) 性別による差別的取り扱い
- (2) セクシュアル・ハラスメント
- (3) ドメスティック・バイオレンスその他性別に起因する暴力的行為 (公衆に表示する情報に関する配慮)
- 第8条 何人も、情報を公衆に表示するに当たっては、前条各号に掲げる行為を助長させ、又は連想させる表現及び過度の性的な表現を用いないよう配慮しなければならない。

(男女共同参画計画)

- 第9条 町は、男女共同参画社会基本法(平成11年法律第78号)第14条第3項 の規定に基づき、男女共同参画の推進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画 計画」という。)を策定するものとする。
- 2 町は、前項の男女共同参画計画の策定に当たっては、広く町民の意見を反映できるよう努めなければならない。
- 3 町は、男女共同参画計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければな らない。
- 4 前2項の規定は、男女共同参画計画を変更する場合に準用する。この場合において、「男女共同参画の策定」とあるのは「男女共同参画の変更」と、「男女共同参画を策定」とあるのは「男女共同参画を変更」と読み替えるものとする。

(施策の実施等に当たっての配慮)

第10条 町は、その実施する施策の全般にわたり、男女共同参画の推進に配慮するものとする。

(広報活動等)

第11条 町は、基本理念に関する町民及び事業者の理解を深めるため、広報活動その他の適切な措置を講ずるものとする。

(推進体制の整備)

第12条 町は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する ために必要な体制を整備するよう努めるものとする。

(苦情への対応)

第13条 町は、町が実施する施策に関する男女共同参画についての町民及び事業者

から苦情の申出を受けた場合には、適切な措置を講ずるよう努めるものとする。 (調査研究)

第14条 町は、男女共同参画施策を推進するため、必要な調査研究を行うものとする。

(報告)

第15条 町は、施策の総合的な推進に資するため、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況をとりまとめ、公表するものとする。

(委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、男女共同参画の推進に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

第一章 総則(第一条-第四条)

第二章 基本方針等(第五条・第六条)

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針 (第七条)

第二節 一般事業主行動計画(第八条-第十四条)

第三節 特定事業主行動計画 (第十五条)

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表 (第十六条・第十七条)

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置(第十八条-第二十五条)

第五章 雜則 (第二十六条-第二十八条)

第六章 罰則(第二十九条-第三十四条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること(以下「女性の職業生活における活躍」という。)が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法(平成十一年法律第七十八号)の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

(基本原則)

- 第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。
- 2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との 両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならな い。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則(次条及び第五条第一項において「基本原則」という。)にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

(基本方針)

- 第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。
 - 2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
- 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基 本的な事項
 - 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
 - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
 - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
 - ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項 四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方 針を公表しなければならない。
 - 5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。 (都道府県推進計画等)
- 第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業 生活における活躍の推進に関する施策についての計画(以下この条において「都道府 県推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。
- 2 市町村は、基本方針(都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都 道府県推進計画)を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における 活躍の推進に関する施策についての計画(次項において「市町村推進計画」という。) を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

- 第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十五条第一項に規定する特定事業主行動計画(次項において「事業主行動計画」と総称する。)の策定に関する指針(以下「事業主行動計画策定指針」という。)を定めなければならない。
- 2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指 針となるべきものを定めるものとする。
 - 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
 - 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項
- 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又 は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 一般事業主行動計画

(一般事業主行動計画の策定等)

- 第八条 国及び地方公共団体以外の事業主(以下「一般事業主」という。)であって、常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画(一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。)を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。
 - 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 計画期間
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようと する目標
- 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びそ の実施時期
- 3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

- 4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、 厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じな ければならない。
- 5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、 厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。
- 6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとと もに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。
- 7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものは、事業主行動 計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところに より、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、 同様とする。
- 8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更 しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業 主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。 (基準に適合する一般事業主の認定)
- 第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

- 第十条 前条の認定を受けた一般事業主(次条及び第二十条第一項において「認定一般事業主」という。)は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの(次項において「商品等」という。)に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。
- 2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

- **第十一条** 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、 第九条の認定を取り消すことができる。
 - 一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
 - 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
 - 三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

- 第十二条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主(一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。)が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法(昭和二十二年法律第百四十一号)第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。
- 2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とする

- もの(厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。)のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。
- 3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと 認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。
- 4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。
- 5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第三項、第五条の四、第三十九条、第四十一条第二項、第四十八条の三、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の二の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十二条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。
- 6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の二の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の二中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成二十七年法律第六十四号)第十二条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。
- 7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。
- 第十三条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。
 - (一般事業主に対する国の援助)
- 第十四条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 特定事業主行動計画

第十五条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの(以下「特定事業主」という。)は、政令で定めるところにより、事業主行動計画

策定指針に即して、特定事業主行動計画(特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。)を定めなければならない。

- 2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 計画期間
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
- 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びそ の実施時期
- 3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。
- 7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

- 第十六条 第八条第一項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における 女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。
- 2 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業 生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性 の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表するよう努めなければならな い。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第十七条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営も うとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活に おける活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

- **第十八条** 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、 職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施 することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することが できる。
- 4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、 正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。 (財政上の措置等)
- 第十九条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。 (国等からの受注機会の増大)
- 第二十条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等(沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。)の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主(次項において「認定一般事業主等」という。)の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。
- 2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他 の必要な施策を実施するように努めるものとする。 (啓発活動)
- **第二十一条** 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

- 第二十三条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関(以下この条において「関係機関」という。)は、第十八条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会(以下「協議会」という。)を組織することができる。
- 2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第十八条第三項 の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成 員として加えるものとする。

- 3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。
 - 一 一般事業主の団体又はその連合団体
 - 二 学識経験者
 - 三 その他当該関係機関が必要と認める者
- 4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員(以下この項において「関係機関等」という。)が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。
- 5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、 その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第二十四条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な 理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十五条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、 協議会が定める。

第五章 雜則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第二十六条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(権限の委任)

第二十七条 第八条から第十二条まで及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生 労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができ る。

(政令への委任)

第二十八条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

- 第二十九条 第十二条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定に よる業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又 は百万円以下の罰金に処する。
- **第三十条** 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。
 - 一 第十八条第四項の規定に違反した者
 - 二 第二十四条の規定に違反した者
- **第三十一条** 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の 罰金に処する。
 - 一 第十二条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- 二 第十二条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示 に従わなかった者
 - 三 第十二条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

- 第三十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。
 - 一 第十条第二項の規定に違反した者
- 二 第十二条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告を せず、又は虚偽の報告をした者
- 三 第十二条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り 若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しく は虚偽の陳述をした者
- 第三十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第二十九条、第三十一条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。
- **第三十四条** 第二十六条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万 円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章(第七条を除く。)、第 五章(第二十八条を除く。)及び第六章(第三十条を除く。)の規定並びに附則第五 条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

(この法律の失効)

- 第二条 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。
- 2 第十八条第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定(同項に係る罰則を含む。)は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。
- 3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十四条の規定(同条に係る罰則を含む。)は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。
- 4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(政令への委任)

第三条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(社会保険労務士法の一部改正)

第五条 社会保険労務士法(昭和四十三年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。